物品又は役務の名称及び数量	
(1)名称	(1) 岩国ポートビル周辺支障木撤去及び
<ul><li>(2)物品調達又は業務内容</li><li>(3)物品調達時期又は履行期間</li><li>(4)履行場所</li></ul>	処分 (2)住宅側の支障木(高木)伐採作業 (3)5月8日から5月31日の間 (4)岩国市新港町 地内
契約を締結する時期	令和5年5月8日
今後の手続き	契約を締結するための見積書の提出にあたっては、契約申込みに要する資格及び方法について、別途、山口県会計規則第165条の3第2項の規定に基づき公表を行う。
問い合わせ先	住 所:岩国市新港町四丁目26-5 所 属:山口県岩国港湾管理事務所 連絡先:0827-22-2271